

ご存知ですか？ 医療費控除

医療費控除とは、みなさんやご家族の分を含めて、1年間に自己負担した医療費が一定額を超えると、税務署に確定申告すると税金が戻ってくる制度です。

控除対象となる医療費の例

以下のような治療のための費用のうち、健康保険から法定給付・付加給付として支給された給付金や生命保険会社等から支払いを受けた医療費を補てんする保険金などを除く、自己負担に限られます。

- ・ 医師に支払った治療費
- ・ 治療のための医薬品の購入費
- ・ 通院費用、往診費用
- ・ 入院時の食事療養・生活療養にかかる費用負担
- ・ 歯科の保険外費用
- ・ 妊娠時から産後までの診察と出産費用
- ・ 医師の証明がある6カ月以上の寝たきりの方のおむつ代

など

控除対象とならない医療費の例

- ・ 健康診断、人間ドックの費用

など



支払額が10万円を超えると税金を精算

前年1月から12月までに支払った医療費が10万円（または年間所得の5%の少ないほう）を超えると、上限200万円までがあなたの課税所得から控除され、税金が確定精算されます。

申告の手続き

確定申告の時期は、毎年2月16日から3月15日までの1カ月間ですが、サラリーマンなどの給与所得者による医療費控除等の還付申告については、1月から受け付けています。申告には「医療費控除の明細書」を提出します。この明細書作成には「医療費通知」が活用できます（ただし、諸費用の領収書は5年間保管が必要）。

医療費控除の
計算式

支払った
医療費

給付金・
保険金等

どちらか少ないほう

10万円

所得総額の5%

医療費控除額

(最高限度額200万円)

セルフメディケーション税制も選択できます (特定の医薬品購入額の所得控除制度)

令和8年12月31日まで

セルフメディケーション税制は、ご家族の分も含め、スイッチ OTC 医薬品（処方箋が必要な薬から、処方箋のいらぬ市販薬として買えるようになった薬。一部対象外あり）等の購入費の合計額が年間12,000円を超えた場合、所得控除が受けられる制度です（最大88,000円）。

※控除の対象となるには、特定健康診査、予防接種、定期健康診査、健康診査、がん検診などを受けることが条件です。
※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることはできません。

医療費控除の詳細は最寄りの税務署へお問い合わせください。

事業概要

(2023年11月末現在)

被保険者数



男 3,160人
女 2,761人
計 5,921人

被扶養者数



1,097人
1人当たり扶養率
0.19人

事業所数



9事業所

平均標準報酬月額



男 330,022円
女 265,984円
平均 300,161円

介護保険第2号被保険者数



1,172人